

いつかためになる

法律知識

Vol.12 連帯保証人2



弁護士 井上 航
産業・賠償対策課 主幹
(所属：第二東京弁護士会)

原発賠償に関して知っておきたい大事なポイントの解説と、日々の生活で問題が起きた際に迷わず対応するための予備知識をお伝えしていくコーナーです。

中小企業や個人事業主の借り入れについて家族や従業員が連帯保証人となり、事業破綻に伴い多額の返済を求められて破産する事例は少なくありません。連帯保証人無しで借り入れをすることは困難であり、「保証人にだけはなるな」と言われても仕方なく引き受けてしまった、という方も多いでしょう。

民法大改正に向けた議論では、事業者の借り入れに対する経営者以外による個人保証を禁止する意見が出ています。他方、条件を厳しくして存続すべきという意見もあるようです。

Q 10年以上前に従兄弟から「農機具をローンで買うので保証人になって欲しい」と頼まれて連帯保証人になりました。その後、従兄弟は農機具を知人に譲ってどこかに引っ越ししました。今まで私には一度も請求がなかったのですが、先日金融機関から突然ローン未払い分に通常利息と遅延利息の支払いを求められました。これだけ時間が経てば時効で払わなくてもいいのでは？

A 借主について時効の中断があれば、相談者の方についても時効が完成していない可能性があります。

時効は人それぞれに進行するのが原則です。しかし、例外の一つとして借主と保証人の関係が挙げられます。借主について時効の中断（裁判上の請求・差押え等・債務の承認）があると、保証人にもその効力が及びます（民法457条）。例えば、従兄弟が引越しの直前に支払い約束の念書を差し入れていた場合、借主による「債務の承認」となり、保証人である相談者の方にとっても時効が中断することになります。何事もなく年月が経過していても、知らないところで時効が

中断していたということもあるので、専門家に相談するなどして注意深く行動しましょう。

Q 前の質問の続きです。金融機関から請求を受けたので、分割で支払う約束をしました。その後、従兄弟に連絡が取れたのですが、10年くらい前を最後に返済しておらず、それからは金融機関と交渉もなく、裁判や差押えなども受けていないとのことでした。それでも保証人の私は支払わなくてはならないのでしょうか。

A 借主である従兄弟の方について消滅時効が完成している可能性があり、相談者の方

も支払いをしなくていいかもしれません。

相談者の方による分割支払いの約束は債務の承認として時効の中断になりますが、借主には影響が及びません。そして、借主について時効の中断がなく時効が完成していれば、保証人もその時効を援用して支払いを拒否することができます。分割払いの約束をした後でも可能です。注意しなければいけないのは時効の期間です。銀行などの会社であれば5年で時効が完成しますが、JAなどの組合や信金などの一部金融機関については時効期間が10年となる可能性があります。なので注意が必要です。

相談はこちらまで

■福島県弁護士会 原子力発電所
事故被害者救済支援センター
TEL 024 (533) 7770
*受付時間 (平日 10時～15時)

■震災法テラスダイヤル
☎0120(078309)
*受付時間 (平日 9時～21時、
土曜日 9時～15時)
*福島市・二本松市・双葉郡広野町
に相談できる事務所があります。
県外の法テラスも紹介してもらえます。

問 産業・賠償対策課賠償支援係
TEL 0243(62)0167